

高山駅西地区複合・多機能施設
管理運営等業務
管理運営等業務に関する協定書（案）

令和 6 年 1 1 月 1 3 日

高山市

高山駅西地区複合・多機能施設 管理運営等業務 に関する協定書（案）

高山市（以下「甲」という。）と運営予定者【●●●●●●】（以下「乙」という。）は、高山駅西地区複合・多機能施設（以下「本施設」という。）の管理運営等業務（以下「本業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、本協定の締結日から乙が指定管理者として管理運営業務を実施するまでの期間において、甲と乙が相互に協力し、本業務を適正かつ円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定書において使用される用語は、本協定書において別途定義される場合を除き、本業務の募集要項等における定義と同一の意味を有するものとする。

（運営予定者の選定及び意義）

第3条 甲及び乙は、本業務に関して、公募プロポーザル方式による選定手続きにより、乙が運営予定者として決定され、高山市議会（以下「市議会」という。）において、乙が本施設の指定管理者に指定される予定であることを確認する。

2 甲及び乙は、甲が運営予定者を選定する意義は、設計・施工支援業務及び開館準備業務に民間事業者のノウハウ等を積極的に取り入れることで、管理運営業務を円滑に実施することにあることを確認する。

（公共性の尊重）

第4条 乙は、本施設の設置目的、運営予定者の意義及び本業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第5条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定書を誠実に履行しなければならない。

（本協定書の期間）

第6条 本協定書の期間は、締結日から管理運営業務の開始日の前日までとする。

（指定管理者の指定及び指定管理者基本協定書の締結）

第7条 甲及び乙は、本協定書の締結後、指定管理基本協定書（以下「基本協定書」という。）の締結に関する協議を開始するものとする。

2 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市

議会が乙を本施設の指定管理者として指定する議案を可決した場合には、甲は乙に対して本施設の指定管理者として選定された旨を通知し、甲及び乙は基本協定書を締結するものとする。

- 3 前項の議決がなされることを前提として、甲及び乙は、本業務の募集要項等において甲が提示した条件及び提案書類の内容に基づき、甲が指定する様式に従って、令和●年●月を目途として基本協定書を締結するべく最大限努力する。
- 4 乙は、基本協定書の締結に向けた協議において、指定管理者選考委員会及び甲の要望を尊重する。
- 5 第2項の規定にかかわらず、乙のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、乙の責に帰すべき事由によるものとして、本施設の指定管理者に指定せず、基本協定書を締結しないものとする。
 - (1) 役員等（役員又はその支店若しくは常時その業務に関して契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (6) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき
 - (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき
- 6 第2項の規定にかかわらず、市議会の議決が得られない場合、又は市議会の議決を得るまでの間に乙を指定管理者として指定することが著しく不相当と認められる事由（第9条に定める本協定書の解除事由が生じた場合を含むがこれに限定されない。）が生じた場合は、甲は乙を本施設の指定管理者に指定せず、基本協定書を締結しないものとする。
- 7 前2項の場合において、乙が負担した一切の費用（応募に関する費用及び第8条で規定する本業務のために負担した費用を含むがこれらに限定されない。）は乙の負担とし、甲は一切の補償その他の支払いを行わない。

（運営予定者の業務）

第8条 乙は、本協定書の期間中、本業務の募集要項等及び提案書類に従い、運営予定者の業務として、本施設の設計・施工支援業務及び開館準備業務を行うものとする。

2 前項に定める業務の実施にあたり、甲は乙と業務委託契約を締結するものとする。

(本協定書の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面で通知することにより、本協定書を解除することができる。

(1) 本協定書のいずれかの規定に違反した場合において、甲が相当期間の是正期間を設けて当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該期間内に当該違反が治癒されないとき。

(2) 本業務の募集要項に規定する応募事業者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったとき、又は募集要項に定める参加資格要件を欠くに至ったとき（ただし、これに対応する措置を行い、甲の承諾を得た場合を除く。）

2 本施設の指定管理者の指定並びに各業務の予算措置について市議会による議決が得られなかった場合は、「高山駅西地区複合・多機能施設 管理運営等業務に関する協定書」を解除する。

(権利義務の譲渡禁止)

第10条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本協定書上の地位並びに本協定書に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(秘密保持)

第11条 甲及び乙は、本協定書及び提案書類に関する一切の情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、相手方の同意を得ずして当該情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本協定書の目的以外には使用しないことを確認する。

(1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報

(2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報

(3) 開示者が本協定書に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報

(4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らかの守秘義務を課されることなく取得した情報

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、委託先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、本業務の実施に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。この場合において、甲及び乙は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用するののないよう適切な配慮をしなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、裁判所等により開示が命ぜられた場合又は甲が法令若しくは情報公開条例等に基づき開示することが必要となる場合、その対象となる秘密情報を開示することができる。

(情報公開)

第12条 乙は、本業務の遂行に関して保有する情報の開示及び提供を推進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(著作権)

第13条 本協定書に基づく業務の実施にあたり甲又は乙が自ら作成した書類等のうち、著作権の対象となるものについては、その著作権は作成者に帰属する。

2 甲は、本施設の設計・施工または本業務に関する目的で使用する場合に限り、前項の乙の著作権の対象となる書類等（提案書類等を含む。）を無償で使用する事ができる。なお、甲が第三者に当該書類等を使用させ又は公開する場合は、事前に乙の承諾を得なければならない（但し、乙は、かかる承諾を不合理に拒絶しない。）。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、本協定書に基づく業務の遂行に当たり、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」、「高山市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第12号）」及びこれらに基づく法令の規定を遵守し、個人情報を適切に取り扱うように配慮しなければならない。乙は、本協定書に基づく業務の遂行に当たり知り得た個人情報を他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。また、本協定期間の終了後又は解除された場合も、本協定書期間中に知り得た個人情報を他へ漏らしてはならない。

(本協定書の変更)

第15条 本協定書は、甲及び乙の書面による合意がなければ変更することができない。

(本協定書の有効期間)

第16条 本協定書の有効期間は、協定書締結日又は協定書締結に至る可能性がないと甲が判断して乙に通知し、かつ乙がこれを承諾した旨を回答した日までとし、甲及び乙が合意した場合は有効期間を延長することができる。

(準拠法)

第17条 本協定書は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

(裁判管轄)

第18条 本協定書に関する紛争（調停を含む。）については、岐阜地方裁判所高山支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第19条 本協定書に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定書に定めのない事項で必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 :岐阜県高山市花岡町2丁目18番地
高山市
高山市長 

乙 : 所在地
運営予定者(法人名)
代表取締役 ●●●●● 